弗3一(三)万惊式																		
令和 年 月	日						西乡	Ř.		Ĵ	税務	8署	長属	见			_	連番号 翌年以降 法
広島	易県	東広	島ī	市ノ	本	松	東4	丁月	∃7:	番3	55天	1 <u>.</u>			※	答		整理 00640336
納税地		(電話	潘号	. 0	82		42	27	_	- ()172	2)	彩			告 年 月 日 令和
<u></u> → 7		゛イシャ	, L)	カイハ	タタイ	17	タノ								署		申	告 区 分 指導等 庁指定 局指定
法人名		,													型	j	通信	日付印確認
法人番号 6) () () [2	2 () 2	9) 2	1 2	2	1						
(フリガナ) ムカイ		ミツル													理		年	月 日
代表者氏名 向灯	= 3	充 ——													欄		令 乖	表
自 平成 3 年																		
									_	-								の場合の
至 令和 4 年	3	月3	3 1	l l	7	月重	ŧ税	(0)		倂	定	-)	中市	吉書	i	/	対象期間 至 令和
	Ь <i>/</i> + :	+)	17	- - 7	. ?/I	4 #	3 4H	<i>D</i>	邗	岁 否	<i>⊕</i> :	⇒ 1. &	<u>~</u>					`
		十	兆	チ る) 百	1 月	億	千	百	十	万	千	百	+	—Р	9	付	割 賦 基 準 の 適 用
課税標準額	<u> </u>						1	=	5	7	4	6	0	0	0	03	記	延払基準等の適用 有 無 32 日
消費税額	+								9	0	2	8	1	8	8	06	事	工事進行基準の適用
控除過大調整税額	+-															07	項	現金主義会計の適用 <u></u> 有 <u> </u>
控 控除対象仕入税額 返 還 等 対 価	+								6	2	8	9	3	3	2	08	参	税額の計算の特例の適用 ↑ └ ̄ 33 ==
に 係 る 税 額																09	考	除
税 貸倒れに係る税額 独 除 税 額 小 計	+															10	事	税
(4+5+6) 控除不足還付税額									6	2	8	9	3	3	2		項	の法 上 記 以 外 [U] 全額控除 分
(7-2-3)	8								_							13	仅	基
(2+3-7)	9								2	=	3	=	8	0	=	15		In
中間納付税額納付税額										3	3			0		16		
(⑨ - ⑩) 中間納付還付税額	W)								<u> </u>	4	U	5	8	\equiv	0			
(⑩ - ⑨) この申告書 既確定税額	+								_					0	0	18 19		
が修正申告 差引納付税額														0	0	20		
課税資産の譲渡							1	1	5	7	4	6	9	9	8	21	,m,)	銀行本店·支店
課税売上 等の対価の額 割 合 資産の譲渡	16)						1		=	1	=	=		3	8	22	還す付る	金庫・組合 出張所
第の対価の額 この申		<u> </u> 書 <i>に</i>	<u></u>	<u> </u>	出す	7 消									O		を金	農協・漁協 本所・支所
地方消費税 地方消費税			$\frac{1}{2}$													51	受融け	預金口座番号
となる消費 苦 引 粉 畑									2	7	3	8	8	0	0	52	よ機	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 -
譲 還 付 額	+ -															53		郵便局名等
譲渡 環 相額 村 額 新 税 額	+									7	7	2	4	0	0	54	※ ₺	· 終署整理欄
中間納付譲渡割額	21)									3	7	6		0	0	55		税理士法人 長谷川会計
納付譲渡割額(20-20)	22									3	9		9	0	0	56		
中間納付還付譲渡割額														0	0	57	税署	
この申告書 既 確 定 薙 歯 知 姫																58		(電話番号 082 - 272 - 5868)
が修正申告 議 後 割 報 差 引 納 付 恋ある場合 譲 渡 割 額	9										$\overline{\Box}$			0	0	59		
消費税及び地方消費税の				' 													1	税理士法第30条の書面提出有
合計(納付又は還付)税額									1	1	9	9	1	0	0	60		税理士法第33条の2の書面提出有

③ = (⑪+②) - (⑧+⑫+⑫+⑫)・修正申告の場合份 = ⑭+⑤ ⑤ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-(2)号様式

锂稻	堙淮	額等	MΙ	ヵ┋	全引
赤竹	保护	设守	U) I	ツョ	八吉

課税標準額等の内訳書		整理 00640336
広島県東広島市八本松東4丁目7番35号		改正法附則による税額の特例計算
納 税 地		軽減売上割合(10営業日) 附則38① 51
(フリガナ) ユウケ・ソカ・イシャ ムカイハタタイヤ		小売等軽減仕入割合 附則38② 52
法 人 名 有限会社 ムカイハタタイヤ		小売等軽減売上割合 附則39① 53
(フリガナ) <u>Aカイハタ ミツル</u>		
代表者氏名 向畑 充		
自实成 3年 4月 1日 課刊期間八分半期刊五八		← 申間申告 自 平成 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	. –	の場合の
至 令和 4 年 3 月 3 1 消費税の(確定)申	告書	対象期間 至 令和 □ □ 年 □ 月 □ □ 日 ✓
		`
課 税 標 準 額	1	
※申告書(第一表)の①欄へ		1 1 5 7 4 6 0 0 0 0
課税資産の 3 % 適用分 2 済用 2 2 済用 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 [
議 渡 等 の 4 % 適用分 6.3 % 適用分	4	
対 価 の 額 6.24 % 適 用 分	5	04
の合計額 7.8 % 適用分	6	1 1 5 7 4 6 9 9 8 6
V2 口 印 傾	7	1 1 5 7 4 6 9 9 8 07
特定課税仕入れ 6.3 % 適 用 分	8 [
に係る支払対価 78%適用分	9 [
の額の合計額 (注1)	10 [13
() mine = 7	- -	
消費機能	11)	90281882
※申告書(第一表)の②欄へ 3 % 適 用 分	12	22
4 % 適用分	13	
① の内訳 6.3 % 適用分	14	
6.24 % 適用分	15 [
7.8 % 適用分	16	9028188
返還等対価に係る税額	(17) F	
※申告書(第一表)の⑤欄へ ® 売上げの返還等対価に係る税額	18	
の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	19	
The state of the s	<u> ~ </u>	
地士災弗形の	20 [2 7 3 8 8 0 0 41
地方消費税の 課税標準となる 4 % 適用分	21	
消費税額 6.3 % 適用分	22	43
(注2) 6.24%及び7.8% 適用分	23	2738800

⁽注1) ⑧~⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。 (注2) ⑩~⑫欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

			課	形		期間	3· 4· 1	~ 4	• 3•31	氏名又は名称	有限	会社 ムカ	イハタタ	イヤ
	区			分		税率	×6. 24%適用タ A	}	税率	▼7. 8%適用分 B	- 	合 (計 (A+B)	С
課	税	標	準	額	1			000		115, 746		※第二表の ①欄へ	115, 7	46, 000
L(T)			の譲渡 i の		1	※第二表の⑤欄	`		※第二表の⑥欄へ	115, 746	, 998	※第二表の⑦欄へ	115, 7	46, 998
317			土入れ対価の		1 2	※①−2欄は、課税	を上割合が90%未満、かつ、特定	主課税住入九が	ある事業者のみ記載す。 ※第二表の ⑨ 欄へ			※第二表の⑩欄へ		
消	掌	ţ	——	額	2	※第二表の⑮欄			※第二表の 🔞 欄へ	9, 028	, 188	※第二表の ⑪欄へ	9, 0	28, 188
控	除過	大調	整税	額	3	(付表2-3の 🕱・(③ A欄の合計金額)		(付表2-3の 🔞・🕉) B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ		
	控防	対象	仕入移		4	(付表2−3の ❷ Aホ	欄の金額)	128	(付表2-3の ❷ B 欄	の金額) 6, 289	, 204	※第一表の④欄へ	6, 2	89, 332
控			—— 等 対 る 税		5							※第二表の ⑦ 欄へ		
除	10 y		 の返還 .係る種		⑤ 1							※第二表の ⑱欄へ		
税	_		税仕 還等ま る税		(5) 1	※⑤-2欄は、課税	売上割合が95%未満、かつ、祭	持定課税仕 入れ	がある事業者のみ記載	対 する。		※第二表の ⑨欄へ		
額			係る税		6							※第一表の⑥欄へ		
	控[除税 0+(額小 (a)+(b)	計))	7			128		6, 289	, 204	※第一表の⑦欄へ	6, 2	89, 332
控[除不		 酸付税		8							※第一表の⑧欄へ		
差			—— 税	額	9							※第一表の⑨欄へ	2,7	738, 800
地方消			還付税	治額	100							※第一表の⑦欄へ ※マイナス「一」を付り		,
地方消費税の課税標準となる消費税額	差		税	額	1							※第一表の (18 欄へ ※第二表の (20 関) 機へ		738, 800
譲	還			額	12							(⑩C欄×22/78) ※第一表の ⑫ 欄へ		
渡割額	納		 兑	額	(3)							(①C欄×22/78) ※第一表の ② 欄へ	-	779 400
														772, 400

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

				+皮が 有限会社 ムカー	イハタタイヤ
	課税期間	3· 4	· 1~ 4· 3·31 氏名又(4.47	•
項	目		税率6. 24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)
課 税 売 上 額	(税抜き)	1	ŀ	T 115, 746, 998	刊 115, 746, 998
免税费	上 額	2			
非課税資産の輸出等海外支店等へ移送した	・ の 金 額 、 資 産 の 価 額	3			
課税資産の譲渡等の対価の名	頁 (①+②+③)	4			※第一表の⑤欄へ 115, 746, 998
課税資産の譲渡等の対価の	額(④の金額)	5			115, 746, 998
非 課 税 売	上額	6			385, 540
資産の譲渡等の対価の名	((5) + (6))	7			※第一表の優欄へ 116, 132, 538
課税売上割合(4 / 7)	8			[00 66 %] ※端数
課税仕入れに係る支払対価	の額(税込み)	9	2, 232	99 602 015	り 信 し
課税仕入れに係る	消費税額	100	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)	88, 696, 147
			128 ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%末満、	6, 289, 204 かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載す	6, 289, 332
特定課税仕入れに係る支	江払対価の額	1			
特定課税仕入れに係	る 消 費 税 額	12		(①B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る	消費税額	13			
納税義務の免除を受けない こととなった場合におけ の調整 (加算又は	ハ (受ける) る消費税額 減算)額額	14			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑩+⑫+⑬+⑭)			128	6, 289, 204	6, 289, 332
課税売上高が5億円以票税売上割合が95% (⑥の金額)	下、かつ、以上の場合	16	128	6, 289, 204	6, 289, 332
課 5 課 95 個 ⑤のうち、課税売上げに	このみ要するもの	17			
税 億 税 % 別 対 (⑤のうち、課税売上げと 売 円 売 未 応 共 通 し て 要	: 非課税売上げに す る も の	18			
上超割の式には課税仕入れ	、り 控 除 す る 等 の 税 額				
高又合場 がはが合 一括比例配分方式により控 等の税額 (⑮×④/⑦		20			
控の 課税売上割合変動時の調整対象 消費税額の調整 (加算又	固定資産に係る	<u></u>			
除調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の調整(加算)					
税 居住用賃貸建物を講整に供した(譲渡した)場		_			
			※付表1-3の ① A欄へ	※付表1-3の ① B欄へ	
是 ((個)、(国文は200の金額) ± 201±20+(2015)			128 ※付表1-3の③A欄へ	6, 289, 204 ※付表1-3の③B欄へ	6, 289, 332
			※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
貸倒回収に係る消		26			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 ②及び①欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。) には、その金額を控除した後の金額を記載する。